

## ＜利用権の設定申請での注意＞

農地の利用権の設定を申請する際、賃借料の発生の有無以外に、以下の点にもご注意をお願いします。

### 1. 農地の適正な管理（畦等の草刈り等）について

利用権の設定前に畦の草刈りや、地域の水路の共同清掃活動（草刈り等）の出役等の負担について、貸し手と借り手で事前に、十分、話し合ってください。

### 2. 水利代の負担等について

水利代の負担者が誰になるのか、貸し手と借り手で事前に話し合ってください。

洲本市農業委員会事務局

 TEL0799-24-7628（直） FAX0799-25-3590